



文部科学省

資料3

私立学校法の改正について (決算・会計等関係)

私立学校法の一部を改正する法律の概要

趣旨

我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改正を行う。

幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手続等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別背任罪等の罰則について定める。

概要

「**執行と監視・監督の役割の明確化・分離**」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「**建設的な協働と相互けん制**」を確立。

1. 役員等の資格・選解任の手続等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し

① 理事・理事会

- 理事選任機関を寄附行為で定める。理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととする。(第29条、第30条関係)
- 理事長の選定は理事会で行う。(第37条関係)

② 監事

- 監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。(第31条、第45条、第46条、第48条関係)

③ 評議員・評議員会

- 理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げる。(第18条、第31条関係)
- 理事・理事会により選任される評議員の割合や、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。(第62条関係)
- 評議員会は、選任機関が機能しない場合に理事の解任を選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。(第33条、第67条、第140条関係)

④ 会計監査人

- 大学・高等専門学校を設置する大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化し、その選解任の手続や欠格要件等を定める。(第80条～第87条、第144条関係)

2. 学校法人の意思決定の在り方の見直し

- 大臣所轄学校法人等においては、学校法人の基礎的変更に係る事項（任意解散・合併）及び寄附行為の変更（軽微な変更を除く。）につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとする。(第150条関係)

3. その他

- 監事・会計監査人に子法人の調査権限を付与する。(第53条、第86条関係)
- 会計、情報公開、訴訟等に関する規定を整備する。(第101条～第107条、第137条～第142条、第149条、第151条関係)
- 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての罰則を整備する。(第157条～第162条関係)

施行日・経過措置

令和7年4月1日（評議員会の構成等については経過措置を設ける）

計算書類関係の改正のポイント

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

		現行	改正後
会計基準		法令の定め無し	学校法人会計基準に従う (101)
会計帳簿		法令の定め無し	適時・正確に作成し、10年間保存 (102)
計算書類 (貸借対照表 及び収支計算書) ・ 附属明細書	作成期限 (理事会承認期限)	毎会計年度終了後 <u>2か月以内</u>	毎会計年度終了後 <u>3か月以内</u> (103 II)
	定時評議員会招 集通知への添付	法令の定め無し	計算書類・監査報告の添付が必要 (105 I)
	評議員会への 報告	毎会計年度終了後2か月以 内に報告し、意見を聴く	定時評議員会で報告し、意見を聴く (105 III)
	備置き	作成の日から5年間、 各事務所に備え置く	<u>定時評議員会の日の一週間前の日から5年 間、主たる事務所に備え置く (106 I)</u> (従たる事務所には、写しを3年間備え置 く (※) (106 II)) ※計算書類等・監査報告を電磁的記録で作成し、閲覧請求に 応ずる措置として文部科学省令で定めるものを行っている場 合を除く。
	閲覧請求権者	大臣所轄学校法人：何人も 知事所轄学校法人：利害関 係人	大臣所轄学校法人等：何人も (149 I) 大臣所轄学校法人等以外の法人：利害関係人 (106 III・ IV)
	インターネット 等による公表	大臣所轄学校法人：義務 知事所轄学校法人：規定なし	大臣所轄学校法人等：義務 (151) 大臣所轄学校法人等以外の法人：努力義務 (137)
	電磁的記録に よる作成	法令の定め無し	電磁的記録による作成が可能な旨規定 (103 III)
	保存	法令の定め無し	作成した時から10年間保存する (103 IV)

※令和7年度の決算書類から適用。

財産目録等関係の改正のポイント

		現行	改正後
財産目録	作成基準	法令の定め無し	学校法人会計基準に従う (107 I)
	作成期限 (理事会承認期限)	毎会計年度終了後 <u>2か月以内</u>	毎会計年度終了後 <u>3か月以内</u> (107 I) ※理事会承認を要する旨は省令で規定予定
	備置き	作成の日から5年間、 各事務所に備え置く	<u>定時評議員会の日から5年間、主たる事務所に備え置く (107 III)</u> (従たる事務所には、写しを3年間備え置く (※) (107 IV)) ※計算書類等・監査報告を電磁的記録で作成し、閲覧請求に応ずる措置として文部科学省令で定めるものをとっている場合を除く。
	閲覧請求権者	大臣所轄学校法人：何人も 知事所轄学校法人：利害関係人	大臣所轄学校法人等：何人も (149 II) 大臣所轄学校法人等以外の法人：利害関係人 (107 V)
	インターネット等による公表	大臣所轄学校法人：義務 知事所轄学校法人：規定なし	大臣所轄学校法人等：義務 (151) 大臣所轄学校法人等以外の法人：努力義務 (137)
	電磁的記録による作成	法令の定め無し	電磁的記録による作成が可能な旨規定 (107 II)
役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿・役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準	備置き	財産目録と同様	改正後の財産目録と同様 (107・149 II・151) ※役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿の閲覧請求に対しては、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除いて閲覧をさせることができる。 ※インターネット等で公表すべき情報は、省令で規定予定。
	閲覧請求権者		
	インターネット等による公表		
	電磁的記録による作成		

※施行日 (令和7年4月1日) から適用。

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

情報の備置き・閲覧・公表について

	大臣所轄学校法人等			その他の学校法人		
	備置き	閲覧	公表	備置き	閲覧	公表
寄附行為	○	○	○	○	○	努力義務
計算書類	○	○	○	○	△	努力義務
会計帳簿	○	▽		○	▽	
事業報告書	○	○	○	○	△	努力義務
附属明細書	○	○	○	○	△	努力義務
監査報告	○	○	○	○	△	努力義務
会計監査報告	○	○	○	○	△	努力義務
財産目録	○	○	○	○	△	努力義務
役員・評議員名簿	○	○	○	○	△	努力義務
報酬等の支給基準	○	○	○	○	△	努力義務
理事会の議事録	○	□		○	□	
評議員会の議事録	○	◇		○	◇	

▽：評議員、会計監査人のみ

□：評議員、役員の実責任を追及するため裁判所の許可を得た債権者

△：評議員、債権者、在学生その他の利害関係人のみ

◇：評議員、債権者

※現行は、大臣所轄学校法人と知事所轄学校法人で区分 ※赤字は現行からの変更点